

下関市産後ママとベビーのためのケア事業に 係る安全管理マニュアル

下関市保健部健康推進課

令和8年（2026年）6月版

はじめに
～安全管理マニュアルの役割・位置づけ～

下関市産後ママとベビーのためのケア事業は、出産後１年未満の母親及びその新生児・乳児に対し、心身のケアや育児のサポート等を行うことで、心身の安定と育児不安を解消し、産後も安心して子育てができる支援体制を整備することを目的としている。

本マニュアルは、国が示す「産後ケア事業ガイドライン」（令和８年３月改定）に基づき、本市の産後ケア事業を受託する各事業者において、産後ケア事業が円滑に実施され、市民に対して、安全で安定的なサービスが提供されることを目的に、安全管理に関する留意事項を定めるものとする。

目次

- 1 事故防止及び安全対策
- 2 児を預かる場合の留意点
- 3 緊急時の対応体制
- 4 産後ケア事業の実施担当者による虐待等と疑われる事案を確認した場合の対応
- 5 重大事案等発生時の対応
- 6 重大事案等発生時の報告の流れ
- 7 その他報告を要する事案
- 8 報告先
- 9 リスク分担表
- 10 参考資料
- 11 重大事案等発生時の報告様式
- 12 重大事案等発生時の対応フロー

1 事故防止及び安全対策

- (1) 実施施設及び実施担当者は、児の転落や誤飲等の事故を防ぐために、施設内の安全確認を行うこと。
- (2) 実施担当者は、産後ケアを実施する前に母及び児のバイタルチェック（口頭による体調確認、体温測定、血圧測定（母）等）を行い、全身状態を確認した上でケアを実施すること。

以下にリスクが高い場面において留意すべき点の例を列挙するが、実施施設及び実施担当者においては、これに留まらず実施施設や利用者の状況に応じた危険等を予測し、その排除に常に務め、事故等の発生防止及び安全対策を行うこと。

また、ヒヤリ・ハット事例の収集を行い、必要に応じて市と要因分析を行い、必要な対策を講じ、担当者間の共有を図ること。

【就寝時等の窒息事故防止】

- ・ 児の睡眠中は、乳幼児突然死症候群（SIDS：Sudden Infant Death Syndrome）予防の観点から、仰向けに寝かせること。
- ・ ベビーベッドの柵とマットレス、敷布団の間の隙間に挟まれることのないように、ベビーベッド等に寝かせ、敷布団やマットレス等の寝具は固いものを使用すること。
- ・ 授乳後にはげっぷをさせ、口の中に吐き戻した物がないか確認してから寝かせること。
- ・ 寝ている児の顔の近くに、口や鼻を覆ったり、首に巻き付いたりするもの（ぬいぐるみ、タオル、スタイ（よだれかけ）等）は置かないこと。
- ・ ボタン電池、吸水ボール、磁石、包装フィルム、シール、医薬品、おもちゃ等は誤飲防止のため、児の手が届かない見えないところに保管すること。

【転落・転倒事故防止】

- ・ ベビーベッドに寝かしている場合は、柵を常に上げておくこと。
- ・ ベビーベッドやおむつ交換台等の高さのある場所でおむつ替えをする場合には、物品等を事前に準備し、おむつ交換後の片付けやごみ捨ては安全を確認して児を台から降ろした後に行うこと。
- ・ 窓や出窓は施錠して、児が開けられないようにすること。なお、ベランダがある場合には、ベランダに出られないように施錠すること。

【熱傷防止】

- ・ お茶、みそ汁等の高温の飲み物や汁物をテーブルに置くときは中央に置くなど、児

の手が届かないところに置くこと。

- ・電気ケトル、ポット等の熱傷の可能性がある調理器具は、コードを含めて児の手の届かないところに置くこと。

【その他の事故】

- ・抱っこ紐使用時にかがむ際は、必ず児を手で支えること。おんぶや抱っこをする、又は降ろす際は低い位置で行うこと。実施担当者が転倒しないように注意すること。
- ・おもちゃを使用する場合は、安全マークを目安に選ぶとともに、遊ばせる前に破損や外れる可能性のある小さな部品がないか等、安全に使用できることを確認すること。
- ・こども家庭庁「こどもを事故から守る！事故防止ハンドブック」等も参考にし、予期せず起こりやすい事故とその予防法、もしもの時の対処法等の確認を行い事故の予防に努めること。

2 児を預かる場合の留意点

児の預かりは事業の目的ではないが、ケアの中で一時的に児を預かる場面が発生することも想定される。母子を分離して児を不慣れな環境で一時的に預かることが乳幼児突然死症発生の最大の危険因子であることはすでに確認されている。そのため、事業の実施にあたっては、児の安全が確保される環境を整えることが最優先事項である。

実施担当者は、突然死発症を防止するために、利用開始すぐの母子分離での預かりではなく、母子共に施設に慣れるまでは母子分離を避けることも状況により実施すること。以下、実施担当者が留意すべき主な事項を示す。

- (1) 一時的にでも児を預かる場面においては、短時間であっても児のみの状況とならないよう留意すること。
- (2) 児の顔がみえるように仰向けに寝かせ、定期的に目視により児の顔色などを確認するとともに、腹部などに手を軽く添えて呼吸状態を観察すること。
- (3) 実施担当者及び母親は、児をうつぶせ寝にしない。もし、うつぶせになってしまった場合は直ちに仰向けに戻す。
- (4) 別室にて児の預かりを行う場合の人員については、預かっている児の見守りを行う者と、それ以外の母親や児のケアを行う者との複数体制とする。
- (5) 乳児用体動センサーについては、異常を早期発見しえた症例報告があるが、急変の早期発見に資するエビデンスを示したものではないことに留意の上、定期的に目視での確認も行うこと。

3 緊急時の対応体制

- (1) 実施施設及び実施担当者は、緊急時の対応等を含め、適切な産後ケア事業を行うことができるよう、医療機関との連携体制を確保すること。
- (2) 実施施設及び実施担当者は、母子の症状の急変等に備えて、救急対応マニュアルの整備、緊急時の連絡先及びフロー図の作成をすること。(12 重大事案等発生時の対応フロー参照)
- (3) 実施担当者については、緊急時の対応に備え、救急対応の実技講習等、定期的に研修等を受講することが望ましい。また、A E Dの設置もしくは最寄りのA E D設置場所の把握をしておくこと。
- (4) 感染症への対応について、標準的予防策の徹底等、日頃から備えをしておくこと。
- (5) 災害発生時の対応体制として、各実施施設における安全の確保(避難経路、避難先、避難場所への誘導)について明確にし、担当者間で共有すること。また、実施施設に掲示または簿冊整備をしておくこと。

4 産後ケア事業の実施担当者による虐待等と疑われる事案を確認した場合の対応

- (1) 実施担当者による虐待等を疑われる事案について、実施施設が虐待と確認した場合は、実施施設は状況を正確に把握するとともに市に対して、把握した状況等を速やかに報告・相談し、今後の対応を協議するとともに、実施施設から報告・相談を受けた市は、児童相談所へ速やかに情報共有を行うこととする。
- (2) 実施施設における虐待等を疑われる事案の対応については、「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」(令和5年5月こども家庭庁)の「2 保育所等における対応」を参考にすること。

5 重大事案等発生時の対応

- (1) 実施担当者は、本事業により生じた事故等については、発生後速やかに市へ連絡するとともに、書面で報告すること。なお、急を要する場合は、警察や消防等への連絡や緊急対応を優先すること。
- (2) 実施施設及び実施担当者は、母子の安全が守られない事案が発生した場合は、誠意をもって迅速に対応すること。
- (3) 事案発生直後の対応として、実施担当者において、関係者(市、事故にあった母子の家族等)への連絡、状況の確認、事故等の状況記録(可能な限り時系列での詳細な記録)が必要である。なお、事故等について原因が明らかである場合は、速やかに対策を行うこと。
また、事故にあった母子以外の利用者に対しては、産後ケアの中止を伝え、帰宅を

依頼すること。

<報告の対象となる重大事故の範囲>

- ①死亡事故
- ②意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
- ③治療に要する期間が 30 日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故

乳児等の重大事故の場合

乳児等において、①～③に該当する事故が発生した場合、実施施設及び実施担当者は、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和 8 年 3 月 30 日付けこ成安第 45 号・7 教参学第 52 号）別添 1 の「教育・保育施設等事故報告書（重大事故）ver.6」に基づき、第 1 報を事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）には国に報告できるよう速やかに市へ報告することとし、第 2 報は原則 1 か月以内程度とする。状況の変化や必要に応じて追加の報告を行うこととする。第 1 報の報告を受けた市は、速やかに県へ報告して情報共有することとし、第 2 報以降においても同様とする。

母親のみの重大事故の場合

母親のみに、①～③に該当する事故が発生した場合は、「産後ケア事業における重大事故等発生時の報告様式等について（依頼）」（令和 8 年 3 月 30 日付けこども家庭庁成育局母子保健課事務連絡）別添 3 の「産後ケア事業事故等発生時報告様式」に基づき、第 1 報を事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）には国に報告できるよう速やかに市へ報告することとし、第 2 報は原則 1 か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて追加の報告を行うこととする。第 1 報の報告を受けた市は、速やかに県へ報告して情報共有することとし、第 2 報以降においても同様とする。

6 重大事案等発生時の報告の流れ

産後ケア事業における重大事故発生時の報告の流れ



「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和 8 年 3 月 30 日付けこ成安第 45 号・7 教参学第 52 号）の別添 3 「報告ルート」参照。

7 その他報告を要する事案

以下①～③に該当する事案が生じた場合には、実施担当者は市に口頭で報告の上、産後ケア事業実施報告書へ記載すること。

- ①母子の身体、精神症状が悪化した場合
- ②緊急ではないものの、母子に医療受診の必要性がある場合
- ③その他、利用に伴うトラブル等

なお、判断に迷う場合には、速やかに市へ報告し、対応を確認すること。

8 報告先

開庁時間内 (平日 8:30～17:15) ※祝日、年末年始を除く	下関市健康推進課 母子保健係 電話番号：083-231-1447
閉庁時	下関市役所 電話番号：083-231-1111 1 「市の産後ケア事業で重大事案が発生したため、健康推進課母子保健係と連絡を取りたい」と伝える。 2 健康推進課母子保健係職員が折り返し連絡する。

9 リスク分担表

事業実施において想定されるリスク分担表は下記のとおりとする。

	リスク		リスク負担者				備考
	場 面	内 容	市	実施 担当者	実施 施設	利用者	
1	自宅等と施設の移動中	交通事故や車両トラブル等の不慮の事態				○	
2	施設敷地内	駐車場内での人身及び物損事故				○	
3	ケア実施中	実施したケアにより母へ侵襲を与えてしまう		○			
4	児の預かり中	布団等での窒息		○			
5	児の預かり中	ベビーベッド等からの転落		○			

6	児の預かり中	その他、目を離していた、手が滑ったなど何らかの不注意により起こった事故		○			
7	共通	施設滞在中に母や児に発熱や頭痛、嘔吐・下痢など事前に予測できない急性症状が起こる				○	
8	共通	利用施設の床が濡れていて転倒した等の施設の安全管理不備			○		
9	共通	当該事業全体に関わるもの	○				実施担当者、利用者、施設が負うべきリスクではないもの

10 参考資料

- ①産後ケア事業ガイドライン（令和 8 年 3 月）こども家庭庁
- ②「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和 8 年 3 月 30 日付けこ成安第 45 号・7 教参学第 52 号）
- ③「産後ケア事業における重大事故等発生時の報告様式等について（依頼）」（令和 8 年 3 月 30 日付けこども家庭庁成育局母子保健課事務連絡）
- ④こどもを事故から守る！事故防止ハンドブック（2026 年 3 月）こども家庭庁
- ⑤山口県ほっとひといき宿泊施設活用産後ケア事業に係る安全管理マニュアル（令和 7 年（2025 年）9 月版・令和 8 年（2026 年）4 月改正）

11 重大事案等発生時の報告様式

教育・保育施設等事故報告書

(重大事故)

ver.6
(表面)

基本情報									
報告自治体 (都道府県・市区町村)				施設・事業所名称					
報告回数				施設・事業所所在地					
第1報年月日				施設・事業所代表者等					
続報年月日				施設・事業所設置者等 (社名・法人名・自治体名等)					
施設種別				施設・事業開始年月日 (開設、認可、事業開始等)					
事業種別				認可・認可外の区分					

事故に遭ったこどもの情報									
こどもの年齢(月齢) (放課後児童クラブは年齢のみ選択)				こどもの性別					
施設入所年月日 (入園年月日、事業利用開始年月日等)				所属クラス等 (放課後児童クラブはこどもの学年を選択)					
特記事項 (事故と因子関係がある 持病、アレルギー、既往症、発育・発達状況等)									

事故発生時の状況									
事故発生年月日				事故発生時間(帯)					
事故発生場所				事故発生クラス等					
事故発生時のこどもの人数				事故発生時の 教育・保育等従事者数		うち保育教諭・幼稚園教諭・保育士・放課 後児童支援員・助産師等			
事故発生時のこどもの人数 の内訳 (異年齢構成選択時)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	学童	その他	
事故発生時の状況									
事故の誘因									
事故の転帰									
(死亡の場合)死因									
(負傷等の場合)受傷部位									
(負傷等の場合)負傷状況									
診断名、病状等	診断名								
	病状								
	病院名								
事故の発生状況 (当日登園時からの健康状況、発生後の 処置を含めて可能な限り詳細に記載。第 1報で可能な範囲で記載し、第2報以降で 修正。)									
事故発生後の対応 (報道発表を行う(行った)場合にはその 予定(実績)、第2報以降で追記。)									

※ 第1報は、本報告書(表面)を記載して報告してください。

※ 第1報は、原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に報告してください。

※ 最終報は、記載内容について保護者の了解を得た後に、各自自治体へ報告してください。

※ 直近の指導監査の状況報告及び発生時の状況図(写真等を含む)を添付してください。

※ 意識不明に陥った後に死亡事故や重篤な事故となった場合は、意識不明時の状況も記載してください。

※ 「(負傷等の場合)負傷状況」欄における「骨折(重篤な障害が疑われるもの)」については、医師の所見等により、骨折に伴う重篤な障害(偽関節、著しい運動障害、著しい変形等)が残ることが疑われる場合に選択してください。

※ 産後ケア事業については、「事故発生時の状況」に母の年齢、母子同室の有無を記載すること。また、母親等のみに事故が起こった場合は、「産後ケア事業事案等発生時報告様式」(「産後ケア事業における重大事案等発生時の報告様式等について(依頼)」(令和8年3月30日付、子ども家庭庁成育局母子保健課事務連絡)別添3)で報告してください。

※ 記載欄は適宜広げて記載してください。

教育・保育施設等事故報告書
(重大事故)

ver.6
(裏面)

ソフト面				
事故防止マニュアル		具体的内容		
事故防止に関する研修		実施頻度 (回/年)	具体的内容	
職員配置		具体的内容		
その他の要因・分析・特記事項				
改善策【必須】				

ハード面				
施設の安全点検		実施頻度 (回/年)	具体的内容	
遊具の安全点検		実施頻度 (回/年)	具体的内容	
玩具の安全点検		実施頻度 (回/年)	具体的内容	
その他の要因・分析・特記事項				
改善策【必須】				

環境面		
教育・保育等の状況		具体的内容
その他の要因・分析・特記事項		
改善策【必須】		

人的面		
対象児の動き		具体的内容
担当職員の動き		具体的内容
他の職員の動き		具体的内容
その他の要因・分析・特記事項		
改善策【必須】		

※ データベースに公表される場合、大半部分が公表対象となるため、日付、個人名、病院名等の個人情報に記載しないでください。

データベース掲載に 対する保護者の同意 【必須】	※ 重大事故の情報について、保護者の同意が得られたものをデータベース化し公表しています。 ※ データベースについては、発生した事故に関する情報を収集し、今後の事故防止に資するために作成しているという趣旨を御理解いただき、 掲載について保護者の同意を得たときは左欄に○印を付し、同意が得られなかったときは×印を付して 、最終報までに必ず保護者に掲載の同意を確認してください。
--------------------------------	--

自治体コメント【必須】
(自治体による事故発生要因分析等を記載してください。施設・事業者は記載しないでください。)
【記入時に削除ください】 データベースに公表される場合、大半部分が公表対象となるため、日付、個人名、病院名等の個人情報は記載しないでください。

【施設・事業所別の報告先】	
① 特定教育・保育施設(幼稚園、幼稚園型認定こども園を除く。)、特定地域型保育事業、特定乳児発達支援事業(こども館でも通園制度、幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)、一時預かり事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)、病児保育事業(幼稚園、幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。)、及び認可外保育施設(企業主導型保育施設を含む。) ※送付先メールアドレスを変更しています	④ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) → こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係(seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp)
→ こども家庭庁成育局保育政策課(認可外保育施設担当室指導係)(hoiku.safety-report@cfa.go.jp)	⑤ 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業 → こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係(seiikukankyou.katei@cfa.go.jp)
② 幼稚園、幼稚園型認定こども園	⑥ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) → こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係(seiikukankyou.kosodate@cfa.go.jp)
→ 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp)	⑦ 虐待ケア事業 → こども家庭庁成育局母子保健課母子保健係(boshihoken.kakar@cfa.go.jp)
→ 文部科学省初等中等教育局幼児教育課(youji@mext.go.jp)	
③ 特別支援学校幼稚園部	
→ 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全推進室学校安全係(anzen@mext.go.jp)	
→ 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課(toku-sidou@mext.go.jp)	
【全施設・事業所共通の報告先】	
→ 消費者庁消費者安全課(isyoushiya.anzen@caa.go.jp)	

※ 【施設・事業所別の報告先】及び【全施設・事業所共通の報告先】ともに報告をお願いします。

産後ケア事業事故等発生時報告様式

第 報

☐ 死亡事故 ☐ 意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの) 報告年月日 年 月 日

☐ 治療に要する期間が30日以上 の 負傷や疾病を伴う重篤な事故 ・*は実施がある場合に記入してください。
・水色のセルはブルダウンより選択してください。

施設情報	施設名		施設設置者 (社名・法人名・自治体名等)			
	施設所在地		代表責任者			
	産後ケア事業管理者		利用者の総定員(産婦)		名	
	実施事業形態 (該当するものすべてに✓)		☐ 短期入所(ショートステイ)型 ☐ 通所(デイサービス)型 ☐ 居宅訪問(アウトリーチ)型			
	* 直近の指導監査		年 月 日		緊急対応マニュアル等の有無	
	利用者居住市町村名		他受託市町村名			
	利用者情報	母の年齢	歳	こどもの月齢	か月 日	こどもの性別
利用開始月日		月 日	利用予定期間	泊 日	利用形態	
事故発生時の状況等	事故発生日時		年 月 日		時 分	受傷、発症または死亡した者 (その他の場合)
	事故発生の経緯 ※別途任意様式での作成も可		(利用開始時からの健康状態、母子同室の有無を含む事故発生時の状況、事故発生後の処置を含め、可能な限り詳細に記入。第1報においては可能な範囲で記入し、第2報以降で追加等すること)			
	事故発生時の職員体制		産後ケア事業従事職員数 名		うち助産師・看護師・保健師 名	
	事故発生時該当者以外の利用者の人数		産婦 名、 児 名、 その他 () 名			
	施設で講じた再発防止策 ※別途任意様式での作成も可					
	病状・死因等 (既往歴)	【診断名】			(負傷の場合)受傷部位	
		【病状】 (症状の程度)				
		【既往症】			事故の転帰	
特記事項						
市町村の対応等※	事故把握日時	年 月 日		時	緊急対応マニュアル等の有無	
	当該施設の事業継続状況			(休止の場合)期間		
	講じた再発防止策					
都道府県の対応等	都道府県としての対応					

※市町村の対応経過については、別途として任意様式で作成し、本報告と併せて提出をお願いします。

・ 報告は「事業者」⇒「委託元の市町村」⇒「委託元の市町村が所在する都道府県」を通じて国に報告してください。
なお、上記の報告の流れは、事業者が、「委託元の市町村」が所在する都道府県以外に所在する場合についても同様となりますが、「委託元の市町村」から報告を受けた「委託元の市町村が所在する都道府県」は、国への報告と併せて、「事業者が所在する都道府県」への報告も行ってください。
また、報告を受けた「事業者が所在する都道府県」は、「事業者が所在する市町村」への連絡及び必要に応じ助言、指導等適切な対応を行ってください。
・ 第1報は赤枠内について報告してください。第1報は原則事案発生当日(遅くとも事案発生翌日)、第2報は原則1か月以内程度に行うとともに、状況の変化や必要に応じて追加報告してください。
・ 発生時の状況等については、施設で記載できない部分については、「委託元の市町村」が適宜記載を補ってください。
・ 記載欄は適宜広げて記載してください。
・ 直近の指導監査の状況報告を添付してください。
・ 発生時の状況図(写真等を含む。)を添付してください。なお、ベビーベッド等の器具により事案が発生した場合には、当該器具のメーカー名、製品名、型式、構造等についても記載してください。
・ 報告内容については、国の研究事業等で分析を行い、個人が特定されない形で公表される可能性があります。

市町村担当者

所属・役職

連絡先
(電話)

(E-mail)

12 重大事案等発生時の対応フロー

